

団体交渉速報

東北大学当局は期末手当の支給月数 0.05 月分引き下げを提案 組合は期末手当の引き下げを行わないことを要求

組合は11月9日、東北大学の「人事院勧告に伴う本学役職員の給与の取扱い方針」について団体交渉を行いました。

大学は、給与支給の基準としては、「当該国立大学法人の業務の実績を考慮し、かつ国民一般の理解と納得を得るべきものである必要があるが、当局は人事院勧告を有力な参考資料とする」という説明に終始し、業務実績の説明は皆無でした。組合が確認したところ、期末手当引き下げに財務上の理由はないことが示されました。

組合は引き下げには同意できないことを伝え、必要性・相当性を含めた合理的理由のない不利益変更に厳重に抗議しました。

期末手当引き下げに財務上の理由がないなら、代償措置は可能！

今年の国立大学の人件費は、年度当初に既に配分されています。組合は、引き下げる0.05月分を、例えば在宅勤務にかかる費用を手当として支給することを求めました。

この代償措置要求について、次回の団交で回答を受けることになりました。

2020年11月10日

東北大学職員組合執行委員会